

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1921号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p>(災害応急作業手当)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p><u>2  条例第5条第2項の人事委員会規則で定める額は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>作 業 の 区 分</th><th>手 当 の 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>被災建築物に対する建築物応急危険度判定等の作業</td><td>750円</td></tr><tr><td>避難所等の運営等に係る作業</td><td>750円</td></tr></tbody></table> <p><u>3  条例第5条第3項の人事委員会規則で定める著しく危険である区域は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）であって人事委員会が認めるものとする。</u></p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p><b>第28条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4  条例第32条第2項の人事委員会規則で定めるものは、災害対策基本法第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置される災害とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遭難救助等作業手当)</p> <p><b>第34条</b> 条例第40条第1項第1号及び第2号の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委</p>	作 業 の 区 分	手 当 の 額	被災建築物に対する建築物応急危険度判定等の作業	750円	避難所等の運営等に係る作業	750円	<p>(災害応急作業手当)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>(災害対策基本法 <u>（昭和36年法律第223号）</u>）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4  条例第32条第2項の人事委員会規則で定めるものは、災害対策基本法 <u>（昭和36年法律第223号）</u> 第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置される災害とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遭難救助等作業手当)</p> <p><b>第34条</b> 条例第40条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委員会と協議して定</p>
作 業 の 区 分	手 当 の 額						
被災建築物に対する建築物応急危険度判定等の作業	750円						
避難所等の運営等に係る作業	750円						

員会と協議して定める職員とする。

(1)～(4) (略)

2 条例第40条第1項第2号の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる状況をすべて満たす作業環境の下において、緊急性を要することにより、十分な安全を確保できない状況で行う人命救助の作業とする。

(1) 作業開始時において、当該災害により人的被害が発生していること。

(2) 当該災害の原因となった脅威が当該作業現場において継続し、又は新たに生起する可能性が大きいと判断されること。

(3) 上記脅威が生起した場合に、作業に従事する者の生死に係わるものであること。

3 条例第40条第2項の大規模な災害として人事委員会規則で定めるものは、災害対策基本法に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他人事委員会が認める災害とする。

4 条例第40条第3項の人事委員会規則で定める著しく危険である作業に該当する場合は、同条第1項第2号の作業に引き続き2日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助の作業に従事した場合をいう。

5 条例第40条第3項の人事委員会規則で定める著しく危険である区域は、第4条第3項に規定する区域とする。

める職員とする。

(1)～(4) (略)

2 条例第40条第1項第2号の心身に著しい負担を与えるとして人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

(1) 警察本部に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業に引き続き2日以上従事したときの当該作業

(2) 次に掲げる状況をすべて満たす作業環境の下において、緊急性を要することにより、十分な安全を確保できない状況で行う人命救助の作業ア 作業開始時において、当該災害により人的被害が発生していること。

イ 当該災害の原因となった脅威が当該作業現場において継続し、又は新たに生起する可能性が大きいと判断されること。

ウ 上記脅威が生起した場合に、作業に従事する者の生死に係わるものであること。

3 条例第40条第2項の人事委員会規則で定める著しく危険である作業は、前項第1号の作業に従事した場合において、いずれかの日において人命救助の作業に従事したときの当該日の作業又は前項第2号の作業に引き続き2日以上従事した場合の当該作業とする。

4 条例第40条第2項の人事委員会規則で定める著しく危険である区域は、立入禁止、退去命令等の措置がなされた次に掲げる区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）とする。

(1) 災害対策基本法第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された場

<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>(東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>4 条例附則第2項第3号の人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>(東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>4 条例附則第2項第3号の人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>
--	--

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。